

- 議 長 日程第5「議案第9号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
- 町長 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第9号松田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令の公布に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 福 祉 課 長 それでは説明させていただきます。松田町介護保険条例の一部の改正でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令の公布に伴うものでございまして、改正の主な内容は、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することとされたことによるものでございます。これは、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定個人を識別するための番号利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行、いわゆるマイナンバー制度の開始に伴いまして、個人番号の取得、確認を行うため介護保険法施行規則に基づく資格取得の届出等の申請事項に個人番号を追加し、番号利用法に基づく条例の規定による同一自治体における庁内連携によりまして、厚生労働省管轄の各制度の事務において添付書類等の省略を可能とするといった規定の整備を行うためのものでございます。
- それでは参考資料新旧対照表1ページをお願いいたします。保険料の徴収猶予、第15条でございますが、第2項第1号の氏名及び住所を、氏名、住所及び個人番号と改めます。
- 続いて保険料の減免でございますが、第16条、次のページをお願いいたしま

す。第2項第1号の氏名及び住所を、氏名、住所及び個人番号と改めます。

改正本文2枚目へお戻りいただきまして、附則でございます。附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 1 番 平 野 マイナンバー制度ということで、もうこれは日本中が始めてしまったので、今さらばたばたは言えないんですけども、今、太田課長の説明にありましたこのマイナンバー、個人番号ですね。これをきちんと明記して申請をすれば、今まで出していたような細かな書類が少しは省かれるということで、手続が少しは便利になるというふうに解釈してよろしいでしょうか。
- 福 祉 課 長 今までの手続において、いろんな添付書類がございました。やっぱり個人を確認するための書類というものは、保管しなければならないものもございまして、添付していただくものもございまして。ただ、庁舎内の連携において個人番号をつけることによって、ある程度の情報の部分のところは利用するに当たって便利になるというような形だと思っております。
- 1 2 番 大 館 このマイナンバー制ですね、もう既に詐欺が発生して被害もね、発生するというような新聞報道等ありますけれども、今課長の平野議員からの質問に対して、課内でやりとりがあった中でね、どこかで情報漏れがしてですね、被害に遭う可能性が以前よりはずっと可能性がふえてくるというか、情報漏れというかね、そういうものが可能性があるわけじゃないですか。いつも情報漏れというのはちょっと職員の不注意とかそういうのから、年金機構の問題もそうですけども、その辺のセキュリティーというのをきちっとしていかないと、この松田町でもどんどんそういう被害が発生する可能性があるわけじゃないですか。これは国で決められたことですから、反対とかそういうことじゃなくて、やっぱり被害が出ないような万全な体制をとるということについて、この松田町ではどのように考えてられるのか、その辺をお伺いします。
- 福 祉 課 長 ただいまの御質問に対してお答えいたします。個人番号のマイナンバーカードというものをコピーすることは決してございません。ただ、書類のほうに個人番号を書いた場合には、その番号が漏れないように鍵のかかったところに

保管するという義務は課せられております。一応そのように努めていく予定で  
ございます。今回の条例の部分のところ、保険料の徴収猶予のこと  
でございますが、こちらにつきましては今のところ御利用の方が  
ございませんので、今のところその部分については万全を期して  
いるというつもりでございます。以上でございます。

政策推進課長 補正のところ、ちょっと説明をさせていただこうかと思  
っていたんですけども、御質問ありましたので、ちょっと説明を  
させていただきます。国のほうもこのセキュリティーの問題には  
力を入れているようで、日本年金機構の個人情報流出から力を入  
れているようで、2分の1の補助ですけども、今回補正を1,200  
万させていただきます。その内容ですけども、特に住民基本台帳  
とかマイナンバーを使うものについては、今までパスワードで処  
理をしてたんですけども、それに加えて生体認証、ちょっと親指  
だと思んですけども、生体認証もかけるようになりました。それ  
からインターネット関係につきましては、今まで個々の町でイン  
ターネットに出てたんですけども、それを県、県で一本化して  
それを全部各市町のインターネットを通じる、そういうものをつ  
くりましてセキュリティーをかけるということで、今回1,200  
万ほど補正をさせていただきます。後でもう一度御説明しま  
すけども、そういうセキュリティー向上はやっております。

12番 大 舘 それは当然やらなくてはいけない問題ですからや  
られるでしょうけども、それでも網の目をくぐってというか、  
状況が万全だと思ってたものが漏れちゃう、そういう情報を  
抜き取る専門の何か諸外国では担当者がいてですね、国を  
挙げてやっているという国もあるそうですけども、本当に  
万全というのは絶対にあり得ないと思う。今の太田課長  
からの話では、該当する人は今のところはないという話  
ですけども、ないからいいんじゃないかと、将来発生する  
可能性もあるじゃないですか。それは本当にこの件のみ  
ならず、全マイナンバーを必要とする事務については本  
当に職員一人ひとりがね、真剣に町民のことを考  
えてもらって情報漏えいがないような形で注意してもら  
う。そういう事務をしてもらわないと大変なことになり  
ますよ、被害がね。ですからぜひ、それは心がけて  
いただかなければいけないと思います。よろしくお願  
いします。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

1 番 平 野 すいません、確認なんですけど、先ほどの説明の中でマイナンバーカードをコピーすることはないというふうにおっしゃったんで、カードをたとえ申請していない人でも役場からきた通知のほうの番号さえわかっていたら使えるということでしょうか。

福 祉 課 長 ただ、窓口の来られた方に関しまして、その方が本当にその方なのかというのがわからない場合がございますので、一応写真つき、例えば免許証をお持ちの方については写真つきのものと、役場から発送されておりますものとあわせて御提示いただくことになるかとは思っています。ただ、コピーをすることはございません。以上でございます。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第9号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。